

新法紹介

1 中華人民共和国対外関係法

2 薬品標準管理弁法

3 食品経営許可・届出管理弁法

4 知的財産権の濫用による競争排除・制限の禁止に関する規定

5 生成人工知能サービス管理暫定弁法

6 中華人民共和国領事保護援助条例

1. 中華人民共和国対外関係法

2023年6月28日に全国人民代表大会常務委員会から「中華人民共和国対外関係法」（以下「同法」という。）が公布され、同年7月1日から施行された。

同法は計45条の条文で構成され、外交関係、経済・文化交流を含む諸分野における他国との交流・協力、国連その他の国際機関との関係に適用され、対外関係における各行政機関の職権、対外関係の目的と任務、対外関係の制度や対外関係発展のための保障措置を規定している。同法は、国内における法治及び渉外関係における法治を一体的に推進し、渉外関係における立法を強化し、渉外関係における法治体制の構築を強化すること、中国が「一つの中国」の原則に基づき、平和共存五原則に従って、全世界の各国と外交関係を樹立し、発展させることを明確にしている。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/d4a1d80f62764a7ca3c57387cf17109d.shtml>

2. 薬品標準管理弁法

2023年7月5日に国家薬品监督管理局から「薬品標準管理弁法」（以下「同弁法」という。）が公布され、2024年1月1日に施行される。

同弁法は計52条の条文で構成され、国家薬物標準、薬物登録標準、省レベルの漢方薬標準に適用され、当該種類の標準の制定・改正の手続き、各標準の要求と相互の関係を規定し、化学原薬、医療機関用製剤、医薬品添加物や医薬品包装材等に関する標準の管理について関連する規定を設けている。

URL : <https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/qtggtg/20230705191500136.html>

3. 食品経営許可・届出管理弁法

2023年7月12日に国家市場監督管理総局から「食品経営許可・届出管理弁法」（以下「同弁法」という。）が公布され、同年12月1日に施行される。

同弁法は、計66条の条文で構成されている。食品経営許可プロセスの簡素化、許可手続きの時間の短縮、許可制により管理する一部の事項の報告制への調整、包装済み食品の販売のみ行う場合の届出管理など食品経営許可の効率化を図っている。さらに食品経営に関する許可の取得が必要な場合と必要ではない場合を明確化し、チェーン店舗経営の本部や飲食サービス管理などを許可の

対象に含め、企業内における食堂の請負業者、食品展示会主催者などの食品安全に対する責任を強化し、規定内容を詳細化した。

URL : https://www.sam.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_91e91c26ac4642f88952f584f62a6.html

4. 知的財産権の濫用による競争排除・制限の禁止に関する規定

2023年6月29日に国家市場監督管理総局から「知的財産権の濫用による競争排除・制限の禁止に関する規定」が公布され、同年8月1日から施行される。

同規定は、計33条の条文で構成され、2015年版と比較して主に以下のような改正が行われた。第一に、「知的財産権の濫用による競争排除・制限」行為の内容が調整され、知的財産権の行使を通じて3つの独占行為、①独占的合意に達すること、②市場支配的地位を濫用すること、③競争の排除若しくは制限効果を有し、またはそのおそれのある事業者集中を実施することが適用対象に含まれることが明確化された。第二に、知的財産権による独占的行動を認定するためのルールが改善された。第三に、パテントプールや標準必須特許による独占行為などの知的財産権の分野における典型的かつ特殊な独占行動に対する規制が強化されている。

URL :

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_e155397fbc5c4c05ad3c1838c1322ad2.html

5. 生成人工知能サービス管理暫定弁法

2023年7月13日に国家インターネット弁公室等から、「生成人工知能サービス管理暫定弁法」が公布され、同年8月15日に施行される。

同弁法は、生成人工知能（以下「生成AI」という）技術の発展を支援することを目的としつつ、その監督管理規則が設けられている。同弁法は、生成AI技術の発展を促進する具体的な措置を打ち出し、訓練データ処理活動やデータラベリングの要求を明確化し、生成AIサービスの規則を規定し、安全性評価、アルゴリズムの届出、苦情申出等の制度を規定し、その法的責任を明確化している。

URL : http://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898327029107.htm

6. 中華人民共和国領事保護援助条例

同条例は、2023年7月13日に国务院から「中華人民共和国領事保護援助条例」が公布され、同年9月1日に施行される。

同条例は、計27条の条文で構成され、領事保護・援助、及び関連する指導・調整、安全予防、支援保障などの関連業務に適用される。同条例は、中国国民、法人または非法人組織が関与する事件が相手国で審理されていることを知らされた場合、在外公館は相手国の法律及び中国と相手国と締結された、又は共同締約国である国際条約に従い、その審理を傍聴し、相手国の関連部門に対

し、相手国の法律に従い、その訴訟じょうの権利を保護するよう要請することができること、外交部および在外公館は、関連する国・地域の社会情勢や治安、自然災害、事故・災難、伝染病の流行などの治安状況に注意を払い、状況に応じて注意喚起を行うことなどを明確に規定している。

URL：https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content_6891760.htm

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。